

いじめ防止基本方針

高知県立宿毛工業高等学校

はじめに

本校では、「創意・勤勉・友愛」の校訓のもと、生徒たちが、様々な学校行事や地域貢献活動に参加することで学問を究め、道徳心を高め、感性を磨き、倫理観や社会性、そして郷土愛を育み自己実現できるように、地域とともに日々の教育活動に取り組んでいる。

本方針は、この目標を達成するために、高知県立宿毛工業高等学校のての生徒が安心して学校生活を送り、または学校生活に取り組み、そして高い志を実現できるようにいじめ問題根絶に向けた基本方針を策定するものである。

第1 いじめの防止等の対策についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止等のための対策は、「いじめは悪であり、絶対に許されない、人として恥ずべき行為」であり、またいじめがすべての生徒に関係する問題であるという認識に立ち、いじめを認識しながら放置することなく、いじめがあった場合は被害を訴えてきた生徒やいじめを知らせてくれた生徒をしっかりと守り通すため、県、学校、地域住民、家庭、その他の関係者との連携のもと、行われなければならない。

全ての生徒にとって、学校がいじめのない安全で安心な居場所として感じられるよう生徒を見守り支えていく。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめには、次のようなものがある。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（遊ぶふりの場合も含む）
- エ 金品をたかられる
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第3 いじめの理解

いじめには、多様な態様があり、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、法が定義するいじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も行う。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮し、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、生徒支援委員会やいじめの防止等委員会を活用して行う。

第4 「いじめ防止等対策委員会」

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。また、校内生徒支援委員会等ともリンクし、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに組織的に対応する。

さらに、いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかを確認するとともに、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

1 組織の主な役割

- (1) いじめ防止基本方針に基づく取組年間指導計画の作成・検証・修正
- (2) いじめの防止等の対策の取組に関するチェックリストの作成・検証・修正
- (3) いじめに関する校内研修の企画・検討
- (4) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (5) いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、情報共有、連携等
- (6) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて対応

2 組織の構成員

組織の構成員は、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー、警察関係者、PTA代表とする。

なお、必要に応じてホーム担任等、関係の深い教職員を追加する。

3 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第5 いじめ防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- 1 すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 2 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- 3 いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認しない学校づくりを進めていく。
- 4 体験を通して、自分のよさや集団の一員としての自覚を育てる。
- 5 コミュニケーションの場を確保し、互いを認め合う意識を育てる。
- 6 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 7 人権についての学習を行う。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

1 いじめの発見

(1) 生徒の変化やサインを見逃さないために

- ・日常から生徒の情報を関係者または全体で共有する
- ・朝および放課後のホームルームでは複数の教員で対応する
- ・毎朝、生徒健康観察調査を実施する
- ・生徒や保護者、地域の方からの相談を受け入れやすい体制をつくる
- ・スクールカウンセラーの活用を促す
- ・アンケートや個人面談を定期的実施する
- ・保健室の様子を聞く
- ・校内に相談箱を設置する。→オンライン化

(2) 気になる生徒がいたら

- ・個人面談や保護者・友人と連絡をとるなど詳しい情報を収集する
- ・関係者と連携し詳しい情報を共有し、速やかに対応する
- ・必要があればスクールカウンセラーと連携し対応する

2 いじめの対応

(1) いじめか否かの判断

- ・判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う
- ・いじめとして対応すべき事案か否かは「いじめ防止等対策委員会」が判断する

(2) 具体的な対応

- ・速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す
- ・加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する
- ・被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで責任を持つ
- ・加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する
- ・ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める

(3) いじめが「重大な事態」と判断された場合

- ・県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う

第7 P T Aや地域の関係団体等との連携について

1 P T Aや地域の関係団体との連携促進

(1) P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている生徒を取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。

(2) いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

2 地域とともにある学校づくり

(1) 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の生徒を育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態対策委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の報告

いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

(2) 調査の趣旨等

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(3) 学校が調査を行うための組織について

学校が主体的に調査を行う場合には、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに対応する委員会を設ける。この組織の構成については、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

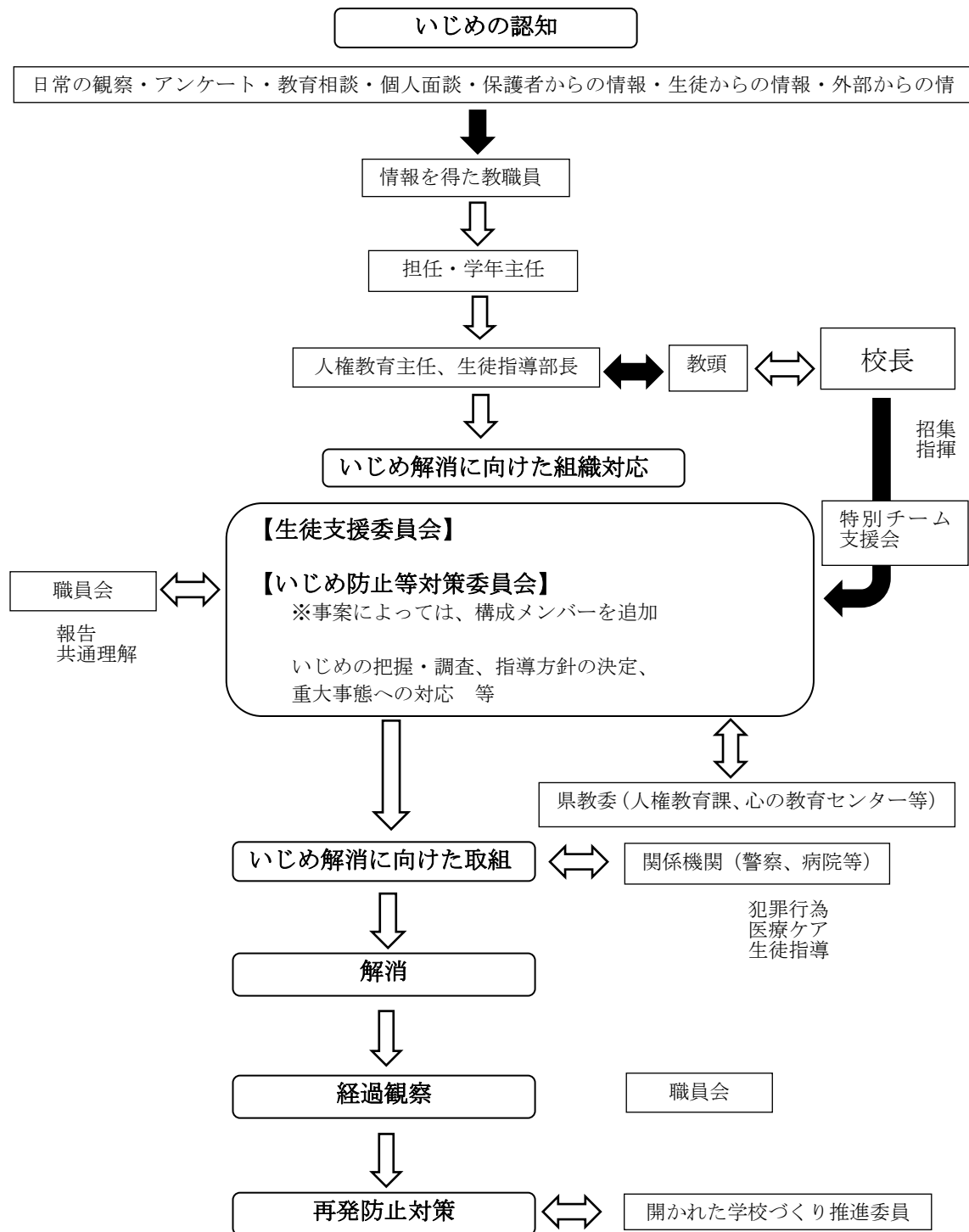
第9 年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、全校レベルでの組織的、計画的な取組が必須である。組織体制の整備とともに年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に向き合う姿勢が大切である。取組状況の把握と検証（PDCA）は、いじめ防止等対策委員会で、ケースの検証や計画の見直しなどを行う。

	職員会議・校内研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	備考(主な学校行事)
4月	職員会議（基本方針の周知） 生徒支援委員会（情報共有等）	新入生見守りシフト 新入生集団研修	↑ 個人面談 ↓	始業式・入学式 高体連幡多支部大会
5月	職員会議(生徒情報の共有)		学校生活アンケート①	ホームデー 高知県高等学校体育大会
6月	職員会議(生徒情報の共有) PTA 総会（学校基本方針の説明及び協力の要請）	人権学習(1年生) 中高交流会で情報収集	保護者懇談会 アセス① チェックリストの実施及び集計	中間テスト 中高交流会
7月	職員会議(生徒情報の共有) いじめ防止等対策委員会① (9日)		保護者懇談会	期末テスト 終業式 親子ものづくり教室(西土佐)
8月	学校運営協議会			親子ものづくり教室(本校) オープンスクール
9月	職員会議(生徒情報の共有)		学校生活アンケート② アセス②	始業式
10月	職員会議(生徒情報の共有) 人権に関する校内研修		チェックリストの実施及び集計↑ 個人面談 ↓	中学生一日体験入学 体育祭 中間テスト
11月	職員会議(生徒情報の共有)	人権LH	↑ 人権週間 ↓	国道清掃ボランティア 技術競技大会(高知工)
12月	いじめ防止等対策委員会② (10日) 職員会議(生徒情報の共有)			期末テスト 学校評価アンケート ホームマッチ 終業式
1月	職員会議(生徒情報の共有)			始業式 スキー研修旅行 卒業試験
2月	職員会議(生徒情報の共有)		↑ 個人面談 ↓	学校評価アンケートの結果報告 生徒研究発表会
3月	いじめ防止等対策委員会③ (11日) 職員会議(委員会の検証結果及び次年度の取組の検討等) 学校運営協議会			卒業式 学年末テスト 修了式

第10 校内支援組織

いじめの認知から、いじめの解消、再発防止対策まで次の組織で対応する。



第11 生徒活動方針

- 学校行事やクラスレク、授業中のペア・グループ活動で積極的に交流を深めよう。
- 言う前に相手の立場や気持ちを考えよう。相手目線で思いやりを持って。
- 声かけ、挨拶をしよう。1人の人がいたら話しかけよう。
- 仲間外れを作らないためにはどうすればいいか、みんなで考えよう。